

# 【 概 要 】

## 富士川町工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例について

### 【制定理由】

工場立地法が改正され、国が定める準則に代えて、ある区域において適用すべき準則を定めることができる権限を、平成 29 年 4 月 1 日から町村区域については都道府県から市町村に移譲されたため、条例により国が定めた基準の範囲内で、緑地面積率及び環境施設面積率等について、国の準則に代えて適用すべき市町村準則を定めることにより面積率を緩和し、既設工場の増改築及び工場誘致を容易にすることを目的として条例を制定する。

### 【工場立地法の目的】

工場立地の段階から周辺的生活環境と調和を保つ基盤を整備し、公害の発生をしにくくする体制を整えさせることにより、早い段階での生活環境の保全を図ることを目的とする。

### 【対象工場】

- ・業種：製造業、電気、ガス・熱供給業者(水力、地熱及び太陽光発電所は除く)
- ・規模：敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上 又は 生産施設面積 3,000 m<sup>2</sup>以上

### 【用語の意味】

○緑地とは：土地又は施設(建築物その他の施設(以下「建築物等施設」という。))に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられているもの(以下「建築物屋上等緑化施設」という。)で、次のいずれかのもの。

- 1、樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業上の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- 2、低木又は芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る)で表面が被われている土地または建築物屋上等緑化施設

○環境施設とは： 環境施設 = 緑地 + 緑地以外の環境施設

緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境に寄与するものとして主務省令で定めるもの

緑地以外の環境施設

次の各号に掲げる土地又は施設であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされているもの

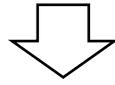
- 1、次に掲げる施設の用に供する区画された土地
  - ① 噴水、水流、池その他の修景施設
  - ② 屋外運動場
  - ③ 広場
  - ④ 屋内運動場
  - ⑤ 教養文化施設
  - ⑥ 雨水浸透施設
  - ⑦ 太陽光発電施設
  - ⑧ ①～⑦に掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特にみとめられるもの
- 2、太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの

【条例内容】

《 面積率に対する割合(条例制定割合) 》

○国が定める準則(現行)

環境施設面積 敷地の 25%以上 緑地面積 敷地の 20%以上



	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
	住居の用に併せて工業の用に供されている区域(準工業地域)	主として工業等の用に供されている区域(工業地域、工業専用地域)	第 1 種区域～第 3 種区域以外の区域
環境施設	100 分の 15 以上	100 分の 10 以上	100 分の 10 以上
うち緑地	100 分の 10 以上	100 分の 5 以上	100 分の 5 以上
重複緑地、建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入率		(区域の区分にかかわらず) 100 分の 50 以内	

※ 第 1 種区域(住居の用に併せて商業等の用に供されている区域)についても国が定めた範囲の最低値を用いる。(環境施設面積 敷地の 25%以上 緑地面積 敷地の 20%以上)